

ハローワーク

4 月 内 容

REPORT

ハローワークレポート

4月の有効求人倍率は1.10倍となり、前年同月比0.01ポイント下回った。
 (14か月連続で前年同月を下回った。)
 新規求職申込件数は前年同月比5.9%増加し、月間有効求職者数は0.2%増加した。
 また、新規求人数は前年同月比11.1%減少し、月間有効求人数は0.7%減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

【有効求人倍率の推移】

(単位:倍、ポイント)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
釧路	6年度	1.10 (▲0.01)											
	5年度	1.11 (▲0.17)	1.07 (▲0.21)	1.12 (▲0.24)	1.20 (▲0.26)	1.20 (▲0.25)	1.18 (▲0.30)	1.25 (▲0.25)	1.30 (▲0.24)	1.40 (▲0.19)	1.27 (▲0.27)	1.27 (▲0.17)	1.26 (▲0.02)
北海道	6年度	0.91 (▲0.06)											
	5年度	0.97 (▲0.03)	0.95 (▲0.05)	0.97 (▲0.07)	1.00 (▲0.10)	1.01 (▲0.11)	1.01 (▲0.15)	1.02 (▲0.14)	1.04 (▲0.15)	1.04 (▲0.13)	1.00 (▲0.11)	1.00 (▲0.08)	0.99 (▲0.06)
全 国	6年度	1.18 (0.05)											
	5年度	1.13 (0.07)	1.10 (0.04)	1.12 (0.03)	1.15 (0.00)	1.17 (▲0.01)	1.18 (▲0.02)	1.19 (▲0.04)	1.20 (▲0.07)	1.23 (▲0.08)	1.21 (▲0.08)	1.20 (▲0.07)	1.17 (▲0.05)

(注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用
 2. 下段()内は、対前年増減

【一般職業紹介状況】

(単位:人、%、倍、ポイント)

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
A 新規求職申込件数	1,026	969	5.9	1,026	969	5.9
B 月間有効求職者数	3,176	3,171	0.2	3,176	3,171	0.2
C 新規求人数	1,124	1,265	▲ 11.1	1,124	1,265	▲ 11.1
D 月間有効求人数	3,506	3,529	▲ 0.7	3,506	3,529	▲ 0.7
E 紹介件数	599	530	13.0	599	530	13.0
F 就職件数	262	255	2.7	262	255	2.7
G 月間有効求人倍率(D/B)	1.10	1.11	▲ 0.01	1.10	1.11	▲ 0.01

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求人数の産業別状況】

(単位:人、%)

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
産 業 計	1,124	1,265	▲ 11.1	1,124	1,265	▲ 11.1
A B 農・林・漁業	16	12	33.3	16	12	33.3
C 鉱業、採石業	1	0	-	1	0	-
D 建設業	125	136	▲ 8.1	125	136	▲ 8.1
E 製造業	110	82	34.1	110	82	34.1
(09食料品製造業)	52	37	40.5	52	37	40.5
(12木材・木製品製造業)	17	4	325.0	17	4	325.0
G 情報通信業	12	11	9.1	12	11	9.1
H 運輸業、郵便業	55	53	(3.8)	55	53	(3.8)
I 卸売・小売業	113	133	(▲ 15.0)	113	133	(▲ 15.0)
(56～61小売業)	93	110	(▲ 15.5)	93	110	(▲ 15.5)
M 宿泊業、飲食サービス業	66	31	112.9	66	31	112.9
(76飲食業)	25	18	38.9	25	18	38.9
P 医療・福祉	419	557	(▲ 24.8)	419	557	(▲ 24.8)
(83医療業)	149	204	(▲ 27.0)	149	204	(▲ 27.0)
(85社会保険・社会福祉・介護事業)	269	352	(▲ 23.6)	269	352	(▲ 23.6)
R サービス業(他に分類されないもの)	82	97	(▲ 15.5)	82	97	(▲ 15.5)

- (注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用
 2. 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。
 3. 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

【新規求職者の年齢別等状況】

(単位:人、%)

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	1,026	969	5.9	1,026	969	5.9
44歳以下	377	373	1.1	377	373	1.1
29歳以下	148	164	▲ 9.8	148	164	▲ 9.8
45歳以上	649	596	8.9	649	596	8.9
55歳以上	455	432	5.3	455	432	5.3
新規求職者のうち離職者	722	719	0.4	722	719	0.4
事業主都合離職者	242	236	2.5	242	236	2.5

- (注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【雇用保険取扱状況】

(単位:人、千円、%)

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比		
適用事業所数	4,430	4,463	▲ 0.7	-	-	-		
資格取得者数(全数)	2,049	2,055	▲ 0.3	2,049	2,055	▲ 0.3		
一般被保険者	1,629	1,610	1.2	1,629	1,610	1.2		
高年齢被保険者	118	90	31.1	118	90	31.1		
短期特例被保険者	302	355	▲ 14.9	302	355	▲ 14.9		
資格喪失者数(全数)	1,948	1,904	2.3	1,948	1,904	2.3		
一般被保険者	1,526	1,509	1.1	1,526	1,509	1.1		
うち事業主都合	70	113	▲ 38.1	70	113	▲ 38.1		
高年齢被保険者	344	341	0.9	344	341	0.9		
短期特例被保険者	78	54	44.4	78	54	44.4		
被保険者数(全数)	54,331	55,260	▲ 1.7	-	-	-		
一般被保険者	47,570	48,681	▲ 2.3	-	-	-		
高年齢被保険者	6,288	6,033	4.2	-	-	-		
短期特例被保険者	473	546	▲ 13.4	-	-	-		
求職者給付	基本手当 (基本分)	受給資格決定件数	352	360	▲ 2.2	352	360	▲ 2.2
		受給者実人員	809	695	16.4	809	695	16.4
		支給金額	94,305	74,700	26.2	94,305	74,700	26.2
	短期特例一時金受給者数	274	303	▲ 9.6	274	303	▲ 9.6	
	高年齢給付受給者数	133	101	31.7	133	101	31.7	
	再就職手当							
	支給人員	50	42	19.0	50	42	19.0	
	支給金額	21,501	16,611	29.4	21,501	16,611	29.4	

- (注) 1 適用事業所数、被保険者数は各月末現在。 2 H29,1,1から65歳以上の方が高年齢被保険者として適用拡大。

【高齢者職業紹介状況】

(単位:人、%)

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	455	432	5.3	455	432	5.3
60～64歳	126	130	▲ 3.1	126	130	▲ 3.1
65歳以上	253	236	7.2	253	236	7.2
月間有効求職者数	1,204	1,200	0.3	1,204	1,200	0.3
60～64歳	378	401	▲ 5.7	378	401	▲ 5.7
65歳以上	516	517	▲ 0.2	516	517	▲ 0.2
紹介件数	168	148	13.5	168	148	13.5
60～64歳	54	52	3.8	54	52	3.8
65歳以上	61	54	13.0	61	54	13.0
就職件数	79	73	8.2	79	73	8.2
60～64歳	33	21	57.1	33	21	57.1
65歳以上	27	31	▲ 12.9	27	31	▲ 12.9

(注) 高齢者:55歳以上、パートを含む常用

【障害者職業紹介登録状況】

(単位:人、%)

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	55	41	34.1	55	41	34.1
紹介件数	27	30	▲ 10.0	27	30	▲ 10.0
就職件数	33	30	10.0	33	30	10.0

4月 末現在 登録者数	合 計				
	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
	1,860	514	581	644	121
有効求職者	157	59	25	65	8
就業者	1,500	400	512	486	102
保留中の者	203	55	44	93	11

【パートタイム職業紹介状況】

(単位:人、%、ポイント)

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	455	439	3.6	455	439	3.6
月間有効求職者数	1,235	1,271	▲ 2.8	1,235	1,271	▲ 2.8
新規求人数	369	385	▲ 4.2	369	385	▲ 4.2
月間有効求人数	1,144	1,003	14.1	1,144	1,003	14.1
紹介件数	205	154	33.1	205	154	33.1
就職件数	102	96	6.3	102	96	6.3
月間有効求人倍率	0.93	0.79	0.14	0.93	0.79	0.14

(注) 常用的パート

【完全失業率の推移】

区 分	5年												6年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
北海道			3.2			2.8			2.7			2.4			
			(3.7)			(3.1)			(2.7)			(2.6)			
全 国	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6		

1 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

[資料出所:総務省統計局「労働力調査結果」]

2 ()内は前年同期。

道東地域の経済概況

(日銀釧路支店金融経済概況抜粋「5月22日公表」)

道東地域の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

すなわち、公共投資は、緩やかに持ち直している。設備投資は、緩やかに増加している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。生産は、減少している。労働需給は、引き締まっている。

先行きについては、企業の賃金・価格設定行動や人手不足が管内の経済活動全般に及ぼす影響を注視していく。

公共投資は、緩やかに持ち直している。

公共工事請負金額は、前年を上回った。

設備投資は、緩やかに増加している。

道東地域の3月短観における2023年度設備投資計画は、前年を上回っている。2024年度設備投資計画は、前年を上回っている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

新設住宅着工戸数は、持家、分譲が前年を上回り、貸家が前年を下回った。

個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

主要小売店売上高は、前年を上回った。

耐久消費財をみると、乗用車新車登録台数(含む軽)は、軽乗用車は前年を上回ったものの、普通・小型乗用車は前年を下回り、全体としては前年を下回った。家電販売は、緩やかに持ち直している。

旅行・観光関連をみると、主要温泉地の宿泊人数は、弱めの動きとなっている。市内ホテルの宿泊人数は、緩やかに持ち直している。空港乗降客数は、緩やかに持ち直している。

生産は、減少している。

主要生産品目別にみると、乳製品は、下げ止まっている。水産加工品は、減少している。

企業倒産

企業倒産は、倒産件数、負債総額ともに前年を上回った。

雇用失業情勢

(ハローワークくしろ 業務統計4月分)

当月の新規求職申込件数は1,026人で前年同月比5.9%(57人)増加し、3か月ぶりに前年同月を上回った。月間有効求職者数は3,176人で前年同月比0.2%(5人)増加し、2か月ぶりに前年同月を上回った。

また、新規求人数は1,124人で前年同月比11.1%(141人)減少し、2か月ぶりに前年同月を下回った。月間有効求人数は3,506人で前年同月比0.7%(23人)減少し、18か月連続で前年同月を下回った。これにより、月間有効求人倍率は1.10倍となり、14か月連続で前年同月を下回った。

新規求人数を主な産業別でみると、増加となったのは、「農林漁業」33.3%(4人)、「製造業」34.1%(28人)、「情報通信業」9.1%(1人)、「運輸業、郵便業」3.8%(2人)、「宿泊業、飲食サービス業」112.9%(35人)となった。減少となったのは、「建設業」8.1%(11人)、「卸売業、小売業」15.0%(20人)、「医療、福祉」24.8%(138人)、「サービス業」15.5%(15人)となった。

新規求人の常用・パート別では、前年同月比でみると、常用は755人と14.2%(125人)減少し、パートは369人と4.2%(16人)減少した。これにより、新規求人の中でパートの占める割合は32.8%となり、2.4pの増加となった。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
- なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。